

1 開 会

○司会（五月女市町村課総括課長） 皆様、それでは定刻になりましたので、ただいまから平成25年度県市町村連携推進会議を開会いたします。本日、司会を務めさせていただきます県市町村課総括課長の五月女でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、九戸村、晴山課長さんと県土整備部長が少しおくれてまいりますので、先に始めさせていただきますと思います。

2 挨拶

○司会 それでは初めに、中村政策地域部長からご挨拶申し上げます。

○中村政策地域部長 県内の各副市町村長の皆さんには日ごろから大変お世話になっております。ありがとうございました。東日本大震災津波から2年4カ月余りが経過をいたしております。この間、各市町村の皆様には復旧、復興にご尽力をいただき、またご支援、ご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

この県市町村連携推進会議でございますが、県と市町村がその時々課題をしっかりと共有をいたしまして、ベクトルを合わせて連携をとりながら取り組みを進めていこうということで、平成21年度から開催をさせていただいております。

本日は、次第でございますとお見意見交換ということで大きく2つ予定をしております。

1点目は、第2期の復興実施計画の策定について、それから2点目が放射性物質に汚染された廃棄物の問題ということで、それぞれ重要な課題でございます。また、皆さんのほうからも忌憚のないご意見等をぜひお出しいただければと思っております。

また、特別講演ということで、社会保障・税番号制度の導入につきまして、内閣官房の小野企画官においでいただきまして、お話しをいただくという予定としております。これにつきましても、我々県、市町村にとりましても今後いろいろ対応が迫られてくる問題でもございます。ぜひ認識を共有いたしまして、いろいろ今後の対応に当たっていただければというふうに考えております。

今後とも、ぜひ県と市町村、連携をとって進めてまいりたいというふうに思いますので、皆様方のご理解、またご協力をお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

3 意見交換

- (1) 「岩手県東日本大震災津波復興計画」第2期復興実施計画の策定について
- (2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理対策について

○司会 それでは、意見交換に移りたいと思います。意見交換の進行につきましては中村政策地域部長が務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村政策地域部長 それでは、早速、次第にのっとりまして進めさせていただきたいと思えます。

初めに、「岩手県東日本大震災津波復興計画」第2期復興実施計画の策定につきまして、復興局のほうから説明をお願いいたします。

○佐々木理事兼復興局副局長 4月1日から復興局に参りました佐々木と申します。本日の皆様は、随分昔からお世話いただいた方々が数多くあり心強く思っております。これからもひとつご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

では、座って説明いたします。資料はそちらの手元にあると思えますので、資料をお出し願ひたいと思えます。本日の構成は、1ページにあるような形となっております。主眼は、5の第2期復興実施計画の策定の今途上なので、そちらに向けた話ということが主になります。

それでは、復興計画の概要でございますが、3ページから6ページの復興計画につきまして、ご案内のとおりでございますので、本日は省略をさせていただきます。

次に、8ページでございます。現在の取り組み状況について、復興計画の3つの原則ごとに主なものに絞ってご説明させていただきます。

まず、「安全」の確保でございます。災害廃棄物の処理についてでございますが、災害廃棄物量は本県の一般廃棄物の約12年分という膨大な量となっております。現在内陸市町村や県外自治体のご協力も得ながら、平成26年3月までに全量の処理の完了を目指して進めております。

9ページの復興のまちづくりでございますが、区画整理事業などの面的整備事業につきましては、想定されるほぼ全ての防災まちづくり事業計画地区122地区につきまして事業に着手しております。

次に、11ページでございますが、11ページのJ R山田線、大船渡線及び三陸鉄道は地域住民の日常生活にとって極めて重要な路線であり、また観光路線として欠かすことができない貴重な交通手段でございます。三陸鉄道は、平成26年4月の全線運転再開を目指し復旧整備を進めておりますが、J R山田線とJ R大船渡線は復旧のめどが立っておりません。盛り土による鉄道敷のかさ上げ、ルート変更、駅舎の移設など原状復旧に比べて増加する事業費を支援することによって、一日も早い復旧を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、13ページでございます。「暮らし」の再建の災害公営住宅の整備についてであります。約6,000戸の整備予定のうち約44%の事業に着手しております。これまで野田村野田地区などでは新築の災害公営住宅が完成し既に入居が始まるなど、徐々に整備が進んでおります。今年度かなりの、事業着手もそうですけれども、仮設から災害住宅に移り住むのが報道されると思えますので、被災地の方々の気持ちも大分変わってくるのかなというふうなことを予想してございます。

次に、16ページですが、県では沿岸4カ所に被災者相談支援センターを設置するほか、資金面でも市町村と連携しながら、持ち家住宅の再建支援のための補助金制度を創設するとともに、被災市町村におかれましても利子補給や宅地のかさ上げ経費の支援など、独自の住宅再建支援施策を展開されているところでございます。

次に、「なりわい」の再生についてでございます。18ページの水産業の再生についてであります。漁船及び養殖施設ともに8割を超える整備率となっております。また、県内の産地魚市場は全て再開いたしまして、水揚げ量も平年の約7割まで回復するとともに、冷蔵能力も被災前の77%まで回復しております。ただ、なかなかサケが下ってこないということが一番の心

配の種で、これが今沿岸市町村の一番の悩みの種でございます。

次に、19ページ、商工業の再生についてでございますが、岩手県産業復興相談センターでは、5月末までに429件の相談を受けておりまして、岩手県産業復興機構では5月24日までに109件の債権買い取りなどの対応を行っております。また、中小企業グループ補助金につきましては、これまで95グループ、1,159者、752億円が採択され、施設設備の復旧整備事業を進めております。

次に、21ページ、現状と課題についてご説明します。県が実施する「いわて復興ウォッチャー調査」というものがございまして、これでは沿岸市町村に居住する150名程度の方々を対象に定点調査を行っております、グラフのような回答を得ております。

23ページに、これら回復度の推移を見ますと、生活と地域経済については徐々に回復を実感する割合が増加してきたものの、昨年11月に行った3回目の調査以降横ばい傾向となっております、回復の実感について停滞感が生じている状態と考えております。

次に、24ページですが、こちらは事業者の状況についてです。被災事業所復興状況調査の結果では、これまでの事業所の早期再開支援等により、一部再開を含めて約79%の事業者が事業を再開しております。

しかし、25ページの被災事業所の抱える課題をご覧いただきたいのですが、再開した一方で売り上げの減少や利益率の低下などといった課題を抱えておりまして、事業再開後の経営安定に向けた関係機関の支援が必要な状況にあります。

次に、復興を進める上での主な課題について説明させていただきます。26ページでございます。復興事業の本格化、進展に伴いまして課題も浮き彫りになってきております。ここでは3つの課題についてご説明します。1つ目の課題は、被災地復興のための人的支援とその財源措置についてです。専門的な人材の不足が深刻な状況となっております。これまで全国の自治体から応援を受けるとともに、本県としましても任期付職員の採用などを行っているところですが、引き続き人員の確保に向け取り組むとともに、国に対しても主に民間からも人を派遣してくれるようにというふうなことで、強く働きかけております。

27ページの2つ目の課題は、復興財源の確保と自由度の高い財源措置についてでございます。復興の実現までの確実な財源の確保とともに、地域の多様なニーズに対応できる自由度の高い財源措置が必要となっております。特別交付税などで交付されてはおりますが、用途が制限されることのない各地域のそれぞれのニーズに応えるべく、自由度の高い財源措置がますます必要だということで、これにつきましても総務省に働きかけてまいりたいというふうに思っています。

それから、第3の課題は、事業用地の円滑な確保に向けた特例措置についてでございます。本県におきまして防潮堤などの用地を調査したところ、所有者不明や相続未処理などで用地取得に多くの手続と時間を要する土地が5月末現在で35.6%もございまして、現在国におきましては、土地収用手続の効率化など一定の措置が講じられたところではありますが、今後用地取得の本格化に伴い同時期に多数の事業が集中すること、それから市町村におきましてもかなり困難な土地を抱えているということも承知しておりまして、膨大な労力と時間が必要と見込まれるところから、事業認定手続の迅速化や新たな特例措置について、引き続き国に対して具体的な提案、要望をしてみたいというふうに思います。

30ページをごらんください。政府では、7月2日に開かれました復興推進会議におきまして、新しい東北の創造に向けてということで政策の展開を図っていくことが決定されたところ

であります。本県におきましてもさまざまな取り組みを展開しております。まず、世界遺産・平泉を初めとした観光による振興、それから31ページでございますが、三陸ジオパーク構想、それから32ページの国際科学技術研究の推進について等さまざまな取り組みを並行して行っているところでございます。

次に、33ページ、第2期復興実施計画の策定についてご説明いたします。これがメインでございます。県が策定した復興計画では、平成23年度から30年度までの8年間を計画期間としておりまして、今年度までの第1期実施計画期間においては、緊急的な取り組みとともに復興の基盤づくりを集中的に展開しております。平成26年度からの第2期実施計画期間におきましては、第1期実施計画の成果を踏まえ、復興基本計画において中期的取り組みと位置づけた施策を展開し、復興計画で目指す、いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸を実現したいと考えております。そのため、今年度において第1期実施計画の3年間に実施した施策、事業の進捗状況、被災地域の復興状況等を総合的に検証しまして、市町村や各団体、関係機関などの意見を伺いながら、第2期実施計画において実施すべき具体的な施策、事業を年度末までに策定していく予定でございます。

具体の日程につきましては、別添の策定スケジュールをご覧ください。年度前半、きょうも含めましてですが、県の総合企画専門委員会による現地調査、それから有識者、若者、女性等との意見交換を行うとともに、今月下旬には本県の復興の現状と課題、今後の方向性を明らかにする復興レポートを作成いたしまして、8月の下旬には第2期計画の方向性を提示したいと考えております。8月の8日には県議会の復興特別委員会もございまして、そこにも方向性を提示して、各県議会議員のほうからもご意見を伺うこととしてございます。その後調整を図りまして、1月中旬に第1次案を取りまとめ、その後現地説明会やパブリックコメント、市町村との意見交換を行い、所要の修正を加えた上で、3月には最終決定していく予定としております。

いずれ復興は県独自で進められるものでもなく、各被災市町村を初め、県下各市町村のご意見を伺いながら進めていくことが一番肝要でございますので、きょうを契機といたしましてさまざまなご意見、ご要望を忌憚のないところでお寄せいただければというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○中村政策地域部長 ただいま復興局の佐々木副局長のほうから復興についての諸課題、あとは現在作業を進めております実施計画の第2期の計画についてのスケジュール等についてご説明申し上げました。ただいまのご説明につきまして何かご質問、ご意見等があればお願いをしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。いろいろ復旧、復興に当たって、それぞれの市町村、いろいろご苦労されているところもあろうかと思っております。是非その辺のいろいろな情報をご紹介していただくといったようなことでも結構でございますけれども、どなたかございませんでしょうか。

では、宮古市さんお願いをいたします。

○山口宮古市副市長 日ごろ本当に復旧、復興ということでいろいろとご尽力をいただきましてありがとうございます。

そこで、中村部長さんにお尋ねしますが、いわゆるこの第1期分の23年度から25年度、前半第1期ということでございます。25年度はまだ始まったばかりでございますけれども、ただ中村部長さんがいわゆるこの第1期の所感という部分で申し上げれば、大体ある程度進捗度ある

いは達成度というのをどのようにお考えなのかなということについてお尋ねをしたい。

それから、もう一点でございますが、いずれこれから第1期の実施計画にお入りになるわけで、これは大いに結構ですが、そこで私もよくいろいろなこうした計画の場合、節目、節目でそれぞれ県のほうで当然一つのまとまりがあって、あるいはよく私ら、別に批判ではございませんけれども、新聞紙上でよく見るわけなので、ですからこうした計画のある程度住民の場合、事前にやはりそれぞれの市町村にもお知らせをいただきたいと。どうも私らこう今まで見て、朝、日報紙上で見るのが多々ございますので、やはりこうしたことは我々も当然その市民を抱えていて、市はわかっているのかということになって、余りわからんという言葉を上上げるわけにいきませんので、その辺は市町村、県、その辺の連絡は密にさせていただきたいと、このようなことをお願い申し上げて私の質問にさせていただきます。

○佐々木理事兼復興局副局長 中村部長ではなくて私ですね。県としては、おおむね七、八割は計画したとおりにできてきていると。ただ、それがなかなか、先ほどの新聞報道という話もあったのですが、恐らく復興意識調査の話だと思うのですが、あれは内陸も含めた5,000人程度の方に調査を実施してございます。相当客観性があるのですが、なかなか内陸の住民の皆さんの受けとめ方と被災地の住民の皆さんの受けとめ方にも相当乖離があるというふうに我々は分析してございます。ただ、やはり目に見える形で復興公営住宅が建たないとか、今までは見えなかった部分に相当、いわば基礎の部分に力を入れてきたので、これからは大分それが高さを持って視覚に入ってくるようになるので、大分その実感度が違ってくるのかなというふうな思いをしております。

情報につきましては、おっしゃったとおり報道機関に出す前にぜひ市町村にもできる限りスピード感を持ってお知らせするように努めたいと思いますので、よろしくご協力ください。

○中村政策地域部長 では、久慈市さんお願いします。

○外館久慈市副市長 座ってすみません。被災地とすればいろいろ復旧、復興はそれぞれスピード感違うと思うのであれですが、例えば久慈市とすれば復興交付金いろいろ申請をしていますが、なかなか採択が得られないというふうな状況もありますけれども、この交付金基幹事業にかかわって効果促進、これをどう実証していくかということは非常に悩ましいこととなります。というのは、効果促進というのは基幹事業に対していろいろソフトな事業を進めるということなのですが、国のほうでは具体的に、ではこれとこれはいいい、これとこれはだめだよというのは示していないのが現状だと思うのです。ですから、久慈市とすればこの効果促進について、いろいろストーリーを組み立てしながらお願いするわけなのですが、なかなか採択はしていただけないということ。例えば具体的な細かい話なのですが、各漁港に、漁港のいろいろな復旧事業を進めておりますけれども、そこに対して例えば密漁の監視小屋等を整備したいということもあるわけです。これは、やはり密漁というのはそれぞれ皆生産の場にとっては非常に大きな問題なのですけれども、それは震災と全然かわりがないというふうなことで認めていただけない。だから、なかなかこの効果促進という、この期待を非常に持ったのですが、いざここの事業を手を挙げるとなかなか厳しいということなので、何とかひとつ国のほうには、ある程度自由に自治体の裁量として実施できるようにお願いをさせていただきたいというふうに思います。

それから、31ページと32ページの、いわゆる三陸ジオパーク構想とリニアコライダーの問題ですが、三陸ジオパーク構想と三陸復興国立公園については、非常に沿岸部期待をして青森

県、宮城県等とも手を組みながら、復興国立公園はそういうことになったのですが、ジオパークについても認定をしていただけるように、それぞれの沿岸市町村ではいろいろな民間の協議会等も立ち上げながら頑張っているところなのですが、一方このリニアコライダー、これもなかなか、久慈地域に限って申し上げますと、まだまだ市民の中にあつての盛り上がりというのは正直言ってないのかなというふうに思います。ですから、ジオパーク、これも全県的な取り組み、それからリニアコライダーも全県的な取り組みという、こういうことで進めていかないと、何かこっちはこっち、こっちはこっち、ブロックのような話になっていますので、ぜひ全県的な取り組みをこれから県としても先頭に立って進めるよう、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○佐々木理事兼復興局副局長 復興交付金については、今おっしゃったとおりだんだん厳しくなってきたという、当初から何でもかんでも、ある意味では当初よかったのですが、相当各省庁の審査が厳しくなってきたというのは事実です。これはやはり財源としての、一つ一案が認めるといろいろ波及してしまうという守りに、復興庁そのものが各省庁からの構成員で構成されておりますので、国交省、それから農林水産省ですか、いろいろそこに財務省からも来ていますので、大分厳しいということで、ただやっぱり我々としては復興に必要なものはこうだということを絞って、ストーリーを掲げてまず求めていきたいし、できる限り本当は市町村と直接国がやりとりするのではなくて県もそこに若干入れていただければいいのですが、なかなか細かい指示は頭越しにいくような部分もあるようなので、この辺はいろいろ調整を図っていきたいというふうに思います。

○中村政策地域部長 それから、後段のほうで出されたジオパーク等の取り組み、当然久慈市の副市長さんがおっしゃったように、これは単に沿岸だけの問題ではなくて県全体として内陸地域も含めて取り組みを進めていかなければならないというふうに我々も思っていますし、今ジオパークにつきましては9月の認定を目指して、恐らく我々としては、認定はかなりの確度で受けられるというふうに思っていますけれども、これは県全体でやっぱりそういった意識醸成なり機運の醸成については引き続き取り組んでいきたいと思ひます。

それから、I L Cのお話も頂戴いたしました。これについても、沿岸地域でもいろいろ講演会開催とかそういったことも順次取り組みを進めてございますので、久慈市を含めて沿岸の北のほうにつきましても、これからさらに住民の方々に、より一層理解が深まるように取り組みをしっかりと進めてまいりたいというふうに考えています。ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。それでは、時間の関係もございますので、では次のテーマに進みたいと思ひます。それでは、2つ目のテーマが放射性物質に汚染された廃棄物の処理対策についてということで、これにつきましては提案をいただいております奥州市さんからご発言をお願いできればと思ひます。

○後藤奥州市副市長 それでは、奥州市でございますが、放射性物質の汚染のいわゆる処理対策ということで、提起とお願いを申し上げたいと思ひます。

まず、1つ、従来の取り組みについては皆さんご承知のように、私どもも牧草については家畜の餌、稲わらについてはいわゆる有機物肥料と、それからいろいろ活用してきたわけですが、一昨年の3月11日の東日本大震災以来、いわゆる福島第一原発の放射能の関係が大きく影響してきて、それ以来、一つは牧草については、これは奥州市だけではなくてかなりの市町村

においていわゆる餌として使えなくなった、こういうことで刈り取ったものもロールにして今保存をしている。そして、稲わらについても同様の形で保管をしている。それから、キノコの原木ほだ木についても同じような状況です。大きく言えばこの大きく3つの部門になるわけですが、奥州市の場合もこれは1カ所に集めて仮置きするという事はなかなか地域住民の理解が得られないということで、それぞれの農家にいわゆるハウスを補助して、そこで各農家にいわゆる保管をしていただくというふうな状況でございます。ただ、これも2年を過ぎてもう3年目に入ってきたわけですが、この処理については、昨年から一つの方向としては焼却をしていわゆる一般廃棄物で処理するというふうな方向が打ち出されてきたので、それに向けて今取り組みをしているわけですが、これについては、去年は県のほうでその補助制度をつくったわけですが、ことしになって国の補助制度がさらにいい制度をつくっていただいて、これについては大変感謝をしているわけです。ただ、これについて今鋭意私どもも取り組んでいるわけですが、この量がかなり多いものですから非常にこの処理については今検討を重ねているということが1つ。それから、これの前処理についていわゆる地域住民との合意の中で非常に苦戦をしているというふうなのが1つ課題としてございます。

2ページにちょっと入りますが、1つは今の考え方は最終処分場いわゆる焼却して埋め立てるということですが、いろいろ今一関市さんでも試験的にやっているわけですが、大体その5%ぐらいの混焼率でやれば何とか一般廃棄物としてできるのかなと、こういうふうな考え方で今計画をしているという状況でございます。その際には、中間施設として破砕なりあるいは裁断、あるいは放射能の検査なんかする中間施設が欲しいと、こういうことでのいるわけですが、この中間の施設をつくる場所について実は、私ども去年からいろいろ各地域の皆さんと話し合いしているのですが、非常に放射能に対する敬遠が厳しくて、なかなかしてまだ合意を得る状況にはないと。そこで、近々試験焼却をしてそれによって理解を得ようということで今進めているところでございます。

そこで、1つ、奥州市だけで見ますと、一番最後のほうに書いていますが、大体3,800トンぐらいあるわけですが、これを例えば1日5トンずつ焼却するとなると約3年はかかる。それから、広域行政組合でやるわけですから、金ケ崎町さん分も含めると、合わせて5,300トンぐらいになる。こういうことで4年から5年かかるというふうな見通しで今進めているわけです。そこで、今国の制度では25年度限りというふうな補助制度になっているので、これについては大変厳しいということで、何とか複数年に延長してもらいたいようお願いを国にぜひ上げてほしいと、こういうふうな思っているわけです。多分これは奥州市だけではなくて、よその市町村についても同様の考えだと思いますので、これは1年で処理できるということはほとんどないと思います。多分3年、5年あるいは長いところは6年ぐらいかかるのかなというふうなことで、それぞれ計画していると思いますので、これに対してはその実情をよく理解していただいて、国に対して強力で今のうちから単年度ではなくて複数年にわたって終了するまで補助の制度を継続してほしいと、こういうことをぜひ強力で上げてほしいと、こういう内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○中村政策地域部長 ありがとうございます。それでは、ただいまの奥州市さんのほうからお話しあった件につきましては、まず最初、環境生活部のほうからお願いをいたします。

○風早環境生活部長 環境生活部長の風早でございます。大変日々環境生活関係の業務に関し

まして、市町村様のご協力いただいております。改めてこの場をおかりしまして感謝を申し上げます。そして、ただいま奥州市の後藤副市長様からご提案というか課題のご説明と、それから今後の方向性についてもご丁寧にご説明いただきました。大変ありがとうございました。

まず、環境生活部のペーパーで、またこれは新しくページが1番から振っておりますものの1ページを簡単にご説明させていただければと思います。まず、(1)でございますが、処理の実施の状況でございます。今ご説明いただきました農業系副産物放射性物質との関係では、大変各市町村様に苦労というか、事務をお願いしておりますところでございますけれども、現時点で焼却処理が終了されたのが、この表にございますとおり2市町でございます。そして、現在焼却処理を現時点で行っていただいているところが一関市、それから遠野市、それから宮古地域もつい先日開始をさせていただいております。そして本年度焼却本格、焼却予定が花巻市とそれから盛岡紫波地区ということ、そんな状況になってございます。

そして、今、後藤副市長からもお話ございました国の補助事業でございますが、環境省では「新たに発生した汚染廃棄物の処理加速化事業」ということで、市町村が焼却処理を行っていただく場合、事業2分の1を補助として、そして残る地方負担額についても震災復興特別税で、結果的に市町村のご負担がないという形で措置をされております。

ちょっとペーパーをおめくりいただいて3ページ目ごらんいただければと思いますが、3ページ目に簡単に環境省の事業の処理加速化事業の概要を書いてございます。詳しい説明は省略いたしますが、3ページ、ちょっと横になっておりますが、右の下、事業の概要のところ、縦1、補助事業者、縦の3ごらんいただきますと、事業実施期間が現時点では後藤副市長お話しいただきましたとおり今年度まで、そして補助率2分の1、残る地方負担、震災特交と、全額措置というのは今申し上げたとおりでございます。

そこで、まさにこういう事情に鑑みまして、先ほどのまた1枚目にお戻りいただければと思いますが、環境省にもる説明をしております。基本的には環境省のサイドのほうでも、こういう混焼して8,000ベクレルというものを濃度を下げた上で焼いていくという取り組み、これに岩手県の市町村の皆様が非常に熱心に取り組んでいただいていること、これは非常に強い認識を環境省はそこについては認識を持っております。そして、一番下の行でございますが、副知事からの5月要望、それからつい先日も後藤副市長、それから一関の市長、それから平泉の町長様初め、3市町で県と合同の要望に参りましたが、そのときにはやはりこの混焼の取り組みについての環境省からの岩手県ないし市町村に対するお礼というか、そういうお話と、それから当然のことながら予算要求をしていくという言葉は得ております。我々のほうとしては、当然のことながらこれは今年1年間で終わるところは非常に数少ない状況でございますので、環境省には、先日も関係市町と参りましたが、引き続き認識を持っていただいて、要望のとおり進めていただくよう引き続き説明をしまいたいというふうに考えております。

以上が私からの説明でございます。

○中村政策地域部長 ありがとうございました。それでは、この件につきまして皆様のほうから何かご意見なりご質問があればお受けをしたいと思います。いかがでございましょうか。一関市さん。

○平山一関市副市長 いつもお世話になっております一関市でございます。今環境生活部さんからご説明いただいた中で、一関市におきましても農林業系副産物の焼却処理ということで牧草の焼却をしております。ただ、これも23年の6月時点ぐらいの当初の牧草ということで

1,600トンやっているわけですが、その後去年の4月に基準が厳しくなりまして、新たに5,000トン近い牧草が追加で処分しなければいけないということになっております。牧草以外でも稲わら、堆肥、それとか干しシイタケ、ほだ木等々入れますと一関だけであと2万4,000トンぐらいの処理、そういう農林業系副産物がございまして、そういったものの処理方法についてはまだ解決策が見出せていないというのが状況でございます。そういう意味で、奥州市さんからもお話ありましたけれども、まずはその焼却処理を続けるにしても住民の皆さんの理解が必要ですし、あとその焼却灰の埋め立て、これも8,000ベクレル以下は一般廃棄物として市の最終処分場で処分しなさいということですが、こちらにつきましても埋め立てた後のモニタリング、そういったものに対しても周辺の住民の方は大変不安に思われております。ですから、こういった処理する部分の補助もさることながら、その後のフォローの部分につきましても、少しこれは腰を据えてしっかりと取り組んでいかなければいけないのかなと思っておりますので、そういう意味でこういった地域の事情をぜひともまた県を通じて、私ども市としても中央のほうには話をしていきたいと思いますが、しっかり中央のほうに伝えていただいて、この補助の支援策につきましても少し腰を据えて支援していただけるよう取り組んでいただければというふうに思います。

○風早環境生活部長 環境生活部長です。大変ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおりやはり地域の現場で今一番ご苦勞をおかけしておりますのが、住民の皆様方のお気持ちにどこまでその説明をしていかれるか、その説明の際にやはり非常に困難を伴っておられるという状況をお聞きしております。これまでも住民説明の場面等に我々の環境生活部担当課の職員同席等をさせていただいておりますが、引き続きそういうことを行わせていただくということの上に加えて、引き続きこれ今回の国への要望にも入れておりますけれども、やはりどうしてもその放射性物質との関係になりますと専門的な知見というのは非常に必要になりますので、状況によってそういう説明会等への説明者の派遣ということも強く求めているところでございます。また、段階に応じて、それから市町村さんの状況に応じていろいろな場面、住民説明の場面等あろうかと思いますが、引き続きちょっと連絡を密にとらせていただいて、県としてもできる限りのことを対応していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○中村政策地域部長 ほかにほなたかございませんか。遠野市さん、お願いします。

○及川遠野市副市長 遠野市でございます。いろいろお世話になっておりました。この放射性の汚染牧草の処分については、いろいろこれまでも県の指導をいただきながら進めているところでございます。その中で、先ほど奥州市の副市長さんが言ったように、ぜひ引き続き補助を継続していただくように強く要請をお願いしたいところであります。今、順調に遠野市の方は焼却処分をしているのですが、保管施設から焼却場への運搬等々、そういった費用も掛かっておりますので、ぜひ継続していただくようお願いするところであります。

それともう一つ、焼却処分することによって焼却灰を最終処分場でいわば埋却処分をしているのですが、運んだ都度覆土をして、そしていわばその遮断層を設ける、そういう方法で続いています。最終処分場の寿命が遠野の処分場でいきますと17年はもつとされていたのですが、この方法でいきますと、10年しかもたないという、そういう問題もあります。飛散防止など、安全に埋却処分することも優先されなければなりません、その安全性は十分確保しながらも、もっと効率の良い方法、この辺もぜひ研究して、最終処分場の延命化が図られるような方法を見出していただければというふうに思います。

以上であります。

○風見環境生活部長 ご意見ありがとうございます。まず、改めて引き続き補助の継続をというお話、これは先ほどの繰り返しになりますが、引き続き強く環境省にも求めてまいりたいというふうに考えております。

それから、今後段でご指摘いただきました焼却灰の関係で、覆土の関係で寿命が短くなっているという、これは県としても非常に認識をしております、これについても県の要望等におきまして環境省に要望しております。実は、これも33市町村の皆様にも既にご説明しておるわけですが、県のほうも廃棄物の最終処分場について、これも10万トン程度を埋め立てる予定にしております、これは災害廃棄物のほうですので、実際その放射性物質とは違いますが、この震災に関連して寿命が短くなっているという事情ございまして、これとあわせて環境省にも一般廃棄物の処分場の寿命についても、財政措置等について要望しておるところでございます。今遠野市さんからいただきました、その技術的な覆土をより簡素化できないかということについては、これは技術的な問題でございますので、技術的にも引き続き検討は進めていきたいというふうに思っております。

○中村政策地域部長 ほかにございますでしょうか。宮古市さん、お願いします。

○山口宮古市副市長 今それぞれ他市からそれぞれご説明がございましたけれども、うちのほうでも、これは宮古広域ですが、宮古市、山田町、岩泉町ということで一応2,617トンの農林業系の副産物の処理が予定されています。それで、県担当課のいろいろなご指導等もいただきながら、去る7月の9日から本格処理を始めております。そこで、期間は27年の3月までかかるというスケジュールでございますので、今それぞれ25年度のみならずということのそれぞれお願いしているわけでございますので、我が宮古広域でもその辺の処理の財政支援というのは、その辺の面についてということでございますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○中村政策地域部長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。それでは、この問題に関連して県の関係部局のほうから情報提供ということ順次お願いをしたいと思います。それでは、最初総務部のほうからお願いします。

○小田島総務部長 総務部長の小田島でございます。各副市町村長さん方には、放射線影響対策の取り組みにご尽力をいただいております。まことにありがとうございます。

東京電力に対する損害賠償請求についてでありますけれども、東京電力から去る7月の10日でありまして、岩手県が行った公開質問状に対する回答をいただいたところでございます。これは、後ろのほうに資料としておつけをしておりますが、概要については担当の課長から説明をさせていただきますが、一口で申し上げますと回答の内容というのは今までの繰り返しであって、決して十分なものではないというふうに考えております。改めて知事が関係市町村長さん方と申し入れを行うことにいたしております。そういうことで7月の下旬でございます。市町村さんと連携をしながら、この東京電力に対する損害賠償請求、特に民間より自治体賠償のほう非常に考え方の面あるいは支払いの状況等おこなっておりますので、こういうことについてきちっと申し入れをし、考え方について要望していくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、詳細は担当の課長のほうから説明させていただきます。

○渡辺総務室放射線影響対策課長 総務室の放射線影響対策課長をしております渡辺です。私のほうから資料に基づいてご説明させていただきたいと思ひます。

先月6月21日に第4次損害賠償請求といたしまして61億2,000万、県と市町村合わせまして61億を超える第4次損害賠償請求をいたしましたところでございます。これで第1次から第4次までの累計といたしまして、合計で77億というような額になってございます。このような額にはなっておりますが、県、市町村合わせてほとんどまだ賠償が得られていないというような状況もございますし、また民間事業者の損害賠償請求につきましても、一部進展をしているところはございますが、なかなかまだいろいろと問題が多いということもございまして、これまでの東京電力の対応、姿勢、そういったものを具体的に問いただすというような形での公開質問、市町村の皆様方に意見をお伺いしながらしたところでございます。しかしながら、公開質問につきましては、これまでの東京電力に対する具体的な理由、なぜそういった対応をしているのか、基準どうなのかというのを問いただしたのに対して、現状の基準を説明するというような形で、あとは具体的には個々の状況をお伺いしてというような形になっておりまして、具体的な中身がないというようなものになってございますので、後でまた出てまいります、その内容を加えて来週予定しております本店への要請を行ってまいりたいと思っております。また、今後とも東京電力に対しては厳しく追及してまいりたいというふうに思っております。

交渉状況でございますが、基本的に東京電力は民間、自治体ともに賠償に対しては消極的な姿勢は変えてございません。ただ、民間事業者の損害賠償については、JAさんのように個々の農家の方がやるのではなくて組織としてまとまって、さらには全国規模で取り組まれているような取り組みをされているところについては比較的進んでいるということでございます。

2ページ目ごらんになっていただきたいのですが、こういったJAグループさんのようなところについては、いろいろまだ問題はございますが、ほかのものに比べると進みぐあいはよろしいというような状況になってございます。

県と市町村の損害でございますが、具体的に中間指針で内容を明記されていないということもございまして、民間事業者に比べておこなっているというのはございます。まず最初に、平成23年度の賠償に対する基準を示されたのも1年10カ月を過ぎたことしの1月末、ようやく7月の11日に平成24年度分についても応じるということで、ここでございます、2ページと3ページにある賠償対象、賠償対象外というような形で表をつくってございますが、こういったものについて示されたところでございます。ただ、1月に示されてから学校給食の関係ですとか空間線量、こういったものについて東電と交渉を重ねてきたところ、若干の範囲の拡大、学校給食については当初23年度までというものだったのですが、これが24年度分までは見ましょ。さらに、空間線量検査については全くだめだったのですが、これを一応23年の12月までは見るというような形で拡大されたところでございます。

学校給食検査なのですが、実はここに点線箱で囲ってございましたが、他県と比べて当県の特徴としては、県と市町村が一体となって損害賠償請求に当たっているというのは、ほかの県にはない特徴です。協議会などをつくっている県はございますけれども、賠償請求について具体的にこれほど一緒になって動いているところはございません。これから各市町村さんを東電の職員が回っているいろいろなヒアリングをする予定になってございますが、基本的に個別に交渉したからといって特定の市町村、県だけを条件を緩和するですとか、条件を設定するということはないというふうにこれは確認とっています。ですから、福島県の市町村であっても、岩手県の市町村であっても基本的には同じ条件で動いているという状況になってございます。したがって、これまでのように県と市町村が一体となって動くということが、東電から少しでも有

利な条件を引き出すことができるということでございまして、学校給食検査の24年度、これが拡大いたしましたのも、実は県内の市町村で機械を発注しても業者の関係から年度内に入手できないというところが7市町村ほどございます。また、発注しても23年度末にしか入っていません。となりますと、本来その機械を購入しても実施できる検査は24年度分と、彼らが対象外とした検査をするものでしかないのに、その機械だけを賠償するみたいな形はおかしいというようなことを交渉いたしまして、今回24年分まではとりあえず見るというような形で拡大したところでございます。今後ともこういった県と市町村が一体となってこれは初めて東電から有利な条件を引き出せると思っておりますので、引き続きご協力をお願いしたいというふうに思っております。

今後の予定なのでございますが、24日、知事要請と書いてございます。実はこれはまだ東京電力が公表しておりません。ただ、きょうご出席の市町村さんの中にも当日ご一緒いただくところもございまして、24日という線では事務的には固まっております。昨年度宮城県と合同要請もしたのですが、これがきっかけで第3次追補にもつながっております。今年ももしこういった形で合同要請できればということで調整もしているところでございました。

次の4ページになりますが、きょう記者会見で知事も、場合によっては訴訟も視野に入れて考えるというようなこともありましたのですが、実は福島県でも具体的にADR、原発ADRへの申立てを訴訟も視野に考えてございます。当県においても交渉の進捗状況によっては、そういった対応も当然必要かと思っておりますので、ご協力お願いしたいところでございます。ただ、一方で当然東京電力から取れるところは取っていきたく思っておりますので、合意できる部分については部分的にでも合意して、県と市町村一緒になって取ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中村政策地域部長 では、続きまして保健福祉部からお願いします。

○野原医療政策室長 保健福祉部医療政策室の野原でございます。まずは、日ごろから本県の保健、医療、福祉行政の推進につきましてご支援、ご尽力いただきましてまことにありがとうございます。

私のほうから、資料によりまして放射線内部被ばく健康影響についてということで、現状についてご報告をさせていただきます。まず、1つ目の放射線内部被ばく健康影響調査結果でございます。県では過去2年間、比較的空間線量が高い県南部を中心といたしまして、子供たちを対象とする放射線内部被ばく健康影響調査を実施したところでございます。調査方法につきましては、尿検査という形で、連続尿を採取していただきまして、23年度、24年度にわたりまして同じ手法によりまして実施をさせていただきました。

調査の結果でございます。放射性ヨウ素につきましては、半減期の関係もございまして、23年度、24年度いずれも全員不検出であったわけでございますが、セシウムについてでございます。この中段の表にございますように、23年度につきましては、一部の児童につきましては最高で1日当たりの量、セシウム量でございますが、4から5ベクレルのお子さんもおられる。1ベクレルか2ベクレルぐらいというところが多く検出されたところでございます。10カ月後の24年度の調査ですと、ほぼ全ての対象者の方が減少を認めてございます。51名の方が不検出、また32名の方が1ベクレル未満という形で低下を認めているところでございます。こういった部分のいわゆる健康影響を評価している預託実効線量という形でお示しをしたものが右側にございますが、1回目が全ての方々0.03ミリシーベルト未満とい

う形であったわけですが、2回目、24年度につきましては全対象者が0.01ミリシーベルト未満といったような結果になってございます。

こうした結果を受けまして、県の有識者会議の評価といたしましても、尿中の放射性セシウムの量は減少しており、預託実効線量も0.01ミリシーベルト未満であることから、放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられるといったような評価をいただいたところでございます。

次に、各県南の市町村に実施をしていただきました放射線健康相談等支援事業費補助の関係でございます。こちらにつきましては、実施をしていただきました奥州市さん、一関市さん及び平泉町さん、本当にありがとうございました。各住民の方々への相談支援事業、そして内部被ばく検査ということで、私ども県で実施した調査と同じ方法で多くの対象者の方々に調査を実施していただいたところでございます。

その結果でございますが、3市町で2,960名の児童生徒の方を対象としました。結果としては、放射性セシウム、9割前後が不検出、正確に言いますと96%の方が不検出でございました。また、預託実効線量につきましてはほとんどの方、99%を超える方がもう0.01ミリシーベルト未満という形の結果となっているところでございます。

今後の対応につきましては、こうした結果につきまして県民に対して正しく、かつわかりやすく伝えるリスクコミュニケーション、市町村と連携をいたしまして努めていきたいと考えてございます。また、今福島で実施しております福島県の健康管理調査結果、また内外のさまざまな知見も出てまいりました。そうした知見について私ども最大限の関心を持って今後とも注視をしていくとともに、こうした観点から県民へのフォローアップに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、県で実施しておりますこの内部被ばく調査の継続につきましては、調査対象者の方々のご協力が必要でありますから、現在その意向なども確認しております。今後関係市町とも協議の上、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○中村政策地域部長 それでは、続きまして商工労働観光部からお願いします。

○桐田副部長兼商工企画室長 商工労働観光部副部長の桐田です。それでは、商工労働観光部の資料に基づきましてご説明いたします。

タイトルは、農林水産業、食品加工業・流通業の風評被害に係る損害賠償説明会・個別相談会の実施についてであります。開催の趣旨は、25年の3月27日から東京電力が受け付けを開始しておりますので、その損害賠償請求が円滑に進められるよう、市町村のご協力もいただきながら、次に示すように説明会と個別相談会を開催しております。会場の手配等、関係者の周知についてご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

2番目の開催日程の(1)が開催済みで、本日の岩泉町様を含めて9会場で実施しておりますが、おおむね百数十名の方のご出席等の実績になっております。引き続き7月から8月にかけて7会場で開催をいたしますので、引き続き周知などについてご協力をよろしくお願いしたいと思います。この個別説明会につきましては、県でおおむね半年に1回関係事業者の方のアンケート調査、被害状況調査を行っておりますので、その方々を対象にこのような説明会をいたしまして、この5月から7月の説明会の結果どのような、東京電力からいわゆるやりとりがあったかということをおおむねあるいは関係者の方々から情報を仕入れ

た上で、さらにまたどのような対策が必要かということを考えて取り組んでまいるところでございます。

次の2ページと3ページをごらんいただきます。2ページと3ページは表裏としてのチラシでございますが、これを事業者の方と市町村の方々にお配りをしております。右側のほうに東京電力の問い合わせ先と、その中段に岩手弁護士会、それから原子力損害賠償紛争解決センター、それから下に県庁の農林水産部と商工労働観光部の電話番号を書いているところでございます。事業者の方々には、東京電力が示している基準はあくまでも電力の考え方であるので、いろいろご不満なりあるいは不明な点があればこの電話番号先にまず連絡をしていただきたいと、弁護士会の無料相談も受けられますということ伝えてございますので、市町村の方々にも市町村役場などにも問い合わせがありましたら、そのような趣旨でこのチラシを活用しながらお答えをいただければと思います。

今後とも市町村の方と連携しながら、事業者の方々に正しい情報等その取り組みのフォローをしてまいりますので、よろしく申し上げます。私からは以上であります。

○中村政策地域部長 それでは、続きまして農林水産部から申し上げます。

○藤代農林水産企画室企画課長 農林水産企画室の藤代です。県産農林水産物に係る放射性物質の影響対策について、説明させていただきます。

最初に、Iの被害の状況でございます。まず、1の国の出荷制限の状況でございますけれども、4月に盛岡市の原木生シイタケ、6月に陸前高田市のお茶の出荷制限が解除されたところでございまして、6月末現在で出荷制限は29品目14市町村という状況になってございます。詳しい内容につきましては、5ページ以降に一覧を付けておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

2の風評被害の状況でございますが、風評被害につきましては、買い控えとか、価格下落、取引停止、さまざまなケースがございまして、全体どれくらいなのだというようなところを把握するのは難しい状況でございますけれども、これまでの農林水産関係団体が損害賠償請求した全体額から見ますと大体6%、約15億円を風評被害として請求している状況となっております。また、個々のこれまで出荷制限になりました牛肉、シイタケについての価格動向を表として添付してございます。牛肉についてはかなり価格が回復してきているところでございますけれども、シイタケについて、特に乾シイタケにつきましては依然価格が低迷しておりまして、厳しい状況が続いているという状況でございます。

次に、IIの対策でございます。1の検査計画に基づく検査でございますけれども、県で四半期ごとに農林水産物の検査計画を策定して検査を行ってございます。昨年度出荷制限になった品目の一部解除検査、こういったようなものを含めまして2万5,000件ほどの検査を行っております。平成25年度につきましても表に示しておりますとおり、57品目で、これまで3,200件ほどの検査を行っている状況でございます。

2ページをご覧いただければと思います。2の野生山菜の検査でございます。(1)の全市町村検査につきましては、各市町村の皆様にご協力いただきまして大変ありがとうございました。コゴミとワラビを対象に検査を行ったところでございまして、検査結果につきましてはそれぞれ1市町村で基準超過が確認されたところでございます。また、(2)でございますけれども、流通業者による安全性確保ということで、産直施設にも自主的な検査の取組をお願いし、御協力をいただいているところでございます。

それから、3でございますけれども、農作物の適切な生産管理ということで、農業改良普及センターで生産者への生産管理指導を行っているところでございます。

4の生産再開や出荷制限解除に向けた取組でございます。(1)の原木シイタケについて、②を見ていただければと思いますけれども、指標値を超過した原木・ほだ木の処理、落葉層除去、新たな栽培方法としての簡易ハウス整備について支援をしているところでございますし、また③の出荷前の全戸検査も行っているところでございます。(2)の牧草について、②の表をご覧いただければと思いますが、牧草地の除染実績、それから今後の計画ということで対象1万3,000ヘクタールについて、これまで6,200ヘクタールの除染を行いました。今年度も6,300ヘクタールの除染の実施を予定しておりまして、これにつきましては100ベクレルを超過した牧草地、それから原乳対策としての50ベクレル以下の牧草地、これらを含んだ面積になりますけれども、こういった面積について除染を行うというような予定をして取り組んでいるところでございます。続きまして、先ほど牧草と稲わら処理につきましてお話しいただきましたので、④、廃用牛の適正出荷に向けた飼育直しということで、県内3カ所で約700頭弱の牛の管理というようなものを行っているところでございます。

それから、5の消費者の信頼回復についてでございますけれども、(1)の県産農林水産物の安全・安心のPR、それから(2)の販路回復・拡大の取組、こういったものを行っておりますし、(3)のところをご覧いただきたいと思うのですが、6月補正で新たに市町村あるいは生産者が組織する団体によるPR活動支援という形で、安全・安心の確保というものを産地の取組ということで広くPRする取組について、市町村で400万円、それから団体においては1日当たり30万円を上限として支援をするという事業を新たに起こしておりますので、御活用いただければと考えてございます。

4ページをご覧いただければと思います。東京電力への賠償請求でございます。先ほど総務部からも説明があったところでございますけれども、農林水産関係においては、済みません、資料のほうは25年3月ということで大変申しわけございません。これは5月末の間違いでございます。5月末でございますけれども、これまで約220億円請求して173億円の支払い、支払い率78%という状況になってございます。また、(2)の産直や水産加工業者の賠償請求支援についてでございますけれども、これも先ほど商工労働観光部から詳しく説明があったところでございますけれども、これまで14市町村で17回ほど開催してございますし、今後も10回ほど開催を予定しているところでございます。

農林水産関係の説明については以上でございます。

○中村政策地域部長 それでは、総務部のほうから、風評被害関係の資料ついておりますので、これについて補足をお願いします。

○小田島総務部長 総務部のほう、後ろのほうに風評被害対策についてのデータがついてございますので、簡単にご説明をしたいと思います。

これは昨年度本会議におきまして、風評被害対策の強化について提言をいただきましたので、それを受けて新規事業、いわてブランド再生推進事業というのを起こしました。1億ちょっとの予算であります、下のほうに書いてありますが、危険性を懸念している消費者の買い控えに対して、小学生以下の子供のいる40代以下の女性をターゲットに、そして日常の生活や四季に応じた「いわて」の情報を届け体験してもらおうと。そういう考え方に基づいて大きく3つ下のほうに書いてございますが、組み立てた事業がございます。1つ目は、情報発信事業と

ということで約5,000万円弱、めくっていただいて2つ目が消費拡大推進事業と、そして3つ目が販路拡大推進事業ということで、これらの3つの事業については既に手がついておりまして、取り組みを進めているところでございます。そのほかに大きく3番としてその他の事業、各商工労働観光部、農林水産部関係の事業を挙げておりますが、こういう従来の事業も活用しながら風評被害対策に取り組むということで今年度進めてございますので、各市町村さんも連携をしながら取り組めるような形にしておりますので、よろしくお願いいたします。

○中村政策地域部長 以上、県の関係部のほうから放射性物質関係につきまして説明していただきました。ただいまの説明につきましてご質問なりご意見等があればお受けをしたいと思います。いかがでございましょうか。奥州市さん。

○後藤奥州市副市長 農林関係でちょっとご質問とご要望を申し上げたいのですが、この農林関係については今説明ありましたように大変箇所数が多いし、あるいはいろんな意味でご苦労をかけていることについては大変感謝を申し上げますが、ただ正直言って昨年から出荷停止になった例えば山菜類、野菜の関係あるいは牧草の関係、いろいろあるわけですが、特に牧草でも畦畔草の関係もある。ただ、私のほうでいつも議会で言われるのですが、奥州市でも結局南のほうがどっちかという放射線が非常に強くて、あとの北3分の2ぐらいは本当に少ない汚染の状況なのです。ただ、それを市1カ所とって、それでその基準に以上になるから奥州市は全部だめだと、こういうことについて大変議会も含めて市民サイドから非常に不満が多く出ているのです。これはもう少し細分化すればするほど非常に手はかかるというのは十分承知しておりますが、それにしても昨年からことし、あるいは来年もどうなのかなというふうな、2年3年にわたってこのいわゆる規制がかかるようになってくると大変農家の方々も、それから山菜で生計を立てているの方々、さまざまな意味で非常に影響が大きいわけですが、この辺りとかもう少し細分化して状況に応じて、例えば奥州市で3等分ぐらいにしてその範囲をやるとか、そういうことできないものかどうか、その辺お伺いしたいというふうに思います。

○東大野農林水産部長 農林水産部の東大野です。いつもお世話になっております。

今、副市長さんからお話しいただいた件ですが、すみませんが、野菜は出荷停止が全くありませんので、その件は除き、畦畔草については個別に検査という方法があります。ただし、これはそれぞれ農家の希望を聞きながら実施していくという方法で、個別に地域、地域で調整していくことにしています。畦畔草が使えないところは代替飼料の供給があります。ただ、畦畔草が使えるようになると当然代替飼料の供給はされないということになりますので、よくよく検討いただきながら個別に対応という方法で今進めてございます。それから、牧草についてはある程度の広がりや除染の話もありますので、その中で選択しながらやっていますという事情で。特に今お話のあった件で問題になるのは山菜あるいはキノコの件だと思っています。山菜については、品種ごとで一律出荷制限ということをお願いしておりますし、野生キノコについては、いずれかの種類のものが基準値を超過すれば全部の野生キノコについて出荷制限を行うという取扱となっております。これは国が定めたルールになります。野生のものの難しさというのは、国は個別に管理ができるのであれば地域区分は可能だという、そういうルールを設けているのですけれども、野生のものについて個別に管理できるのかということ、それを証明していかなければならない。野生のものの生育管理について個別に管理できるのかと言われても、それは事実上できるものではないので、それは当方としても難しいと思っています。国の出荷制限は県域一本が原則ですが、管理ができるのであれば市町村単位で管理してもいいとい

うのが基本ルールです。そのため、山菜についても市町村単位を採用しております。その際に米や麦については旧市町村単位でやっているのではないかというお話が出てくると思うのですが、それらについてはきっちり栽培管理されているものだから、そういう単位であっても管理ができるものであり、野生の物をその単位できっちり管理できますよという説明はなかなか難しいので、今は市町村単位で出荷制限の対応をとらせていただいているということでありますので、そういった事情の中でお願いしているということをどうか理解していただきたいと思えます。

○後藤奥州市副市長 今の説明で若干はわかりました。1つは、畦畔草についてはちょっと私らの理解が不十分なのか、農林サイドからの説明だといずれこれも1カ所というふうな感じ方をしているようなので、毎回議会のたんびにどうなった、どうなったと聞かれても、まだそれは解除できませんということで非常に市民の不満を募っているわけですが、ただ代替飼料については、もちろん解除になればこれは受けないというのは、これは当然だと思うのです。ただ、今代替飼料では何かいろいろ栄養価が逆に余りあり過ぎて家畜の繁殖も少し非常に落ちているとか、いろいろさまざまな影響出ているわけです。ですから、何とかこれ畦畔草に変えたいというのがいわゆる山間地の家畜をやっている方々の強い要望なわけです。これは、そうすると確認ですが、それぞれの場所でその検査をしてよければこれについては解除するという考え方がいいのですか。

○東大野農林水産部長 今お話しいただいたとおり、農家によって畦畔草に対する評価が全く違いますので、地域ごと、農家ごとに希望を聞きながら対応ということにしております。具体的に農家からお話しただければ振興局段階で市町村や生産者団体と調整し具体的に解除の方法をとっていく判断をしてもらおうという進め方をすることにしていきますので、農家が希望すれば解除に向けた検査を行い、クリアできれば畦畔草の利用はできるということになります。

○後藤奥州市副市長 はい、わかりました。では、改めて確認をしました。

それから、もう一つ山菜については、確かにおっしゃるようにその管理どうかということとは問題だと思うのです。一つは、これは流通の問題だと思うのですよね。ただ、非常に例えば奥州市の場合、東の山脈でとれるやつと、あるいは西の関係とかいろいろあるのですが、これをどうするかということは確かに問題にはなるのですが、ただこれをどこかで1カ所出たから全部だめだというのは非常にきついでないかというふうな、かなりそういう意見が非常に強く出ています。ですから、これは管理、例えば本当にこれは北上山脈のものだとか、あるいは奥羽山脈のものだとか、そういう大きなくくりでもいいからそういう形で、こっちのものは大丈夫だ、こっちはまだだめだよというふうな形がもしとれるのであれば、そういう形を検討してほしいなというふうな思いはしているのですが、それはやっぱり難しいですか、どうですか。

○東大野農林水産部長 野生の場合は沢ごとによっても状態が違うのはもうご存じのとおりだと思います。そういう全てのものについて、例えばさらに市町村域の中を区分してということになると、その大丈夫な証明をすることを国から求められると思います。今、山菜については、解除するのに必要なサンプル数、たしか検体50サンプルを1月のうちに3回とり、それが全部クリアであれば解除して構いませんというルールになっています。言ってみればその逆のことをやって区域を区分していくということになるので、私たちから見るとそれは非常に実施が難しい手法だと思っています。おっしゃっている意味はよくよくわかりますし、私も産直施設で直接そういったお話をいただいたこともあります。実際区分していけるかどうかとい

たらそういった問題がありますし、採取者の方がどこから採ってきているのかわからない例が間々あります。そういった点から申しますと、地域ごとにここは大丈夫だとか、ここは大丈夫ではないというのは、実際流通段階においては非常に難しく、そういうこともあって産直施設に、御自分のところで取り扱うものについて自主検査をお願いしており、実際に棚に並ぶものについて大丈夫かどうかというものでしか確かなものはないので、そういうお願いをしているという事情もありますので、何とぞその辺の事情を御理解いただきたいと思います。

○後藤奥州市副市長 はい、わかりました。大変難しいというのは私も重々承知していますが、ただそういう非常に切な要望があるということだけご理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

○中村政策地域部長 ほかにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で意見交換の予定しておりました2つについては終了とさせていただきたいと思いますが、次の連絡事項に入る前に各市町村さんのほうから、もしこの際、何か県のほうにご発言というのがあればお受けをしたいと思いますが、いかがでございましょうか。では、九戸村さん。

○晴山九戸村総務企画課長 すみません、遅れてきながら発言させていただきます。道の駅の防災機能強化についてちょっとお願いといいますか、発言させていただきます。

県では、今道の駅の防災機能強化推進事業に取り組んでおられまして、その中身について村のほうにも協議をいただいております、そのことには感謝申し上げたいと思います。それで、さきの大震災やその2月余り前の暮れから正月にかけての大雪による停電のときの実例から申し上げますと、産直のオドデ館を含む道の駅おりつめは、災害時における内陸部と沿岸部の中継拠点施設になっているのではないかなというふうにも実際感じております。それで、可能であれば村としてもそのための機能を持たせるためにスペースを確保するなど整備をしたいと考えているところでございます。それで、関連しまして災害時を想定してのことでもございますので、これまでの設置基準にとられることなく、平時ではなく災害時ということで、例えば村側で避難スペースを確保したらトイレは道の駅側で設置していただくとか、県と村が相互に補完し合ったような施設整備ができれば、災害時に利用者の皆さんにとってよいものになるのではないかなというふうにも考えておりまして、その辺の特段のご配慮をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○佐藤県土整備部長 私もおくれてまいりました。県土整備部長の佐藤でございます。

道の駅の機能強化ということで、県ではこの東日本大震災津波を機に、今お話しがありましたような停電時の対応等についての強化について今取り組んでいるところでございます。道の駅のその設置形態幾つかございまして、今お話しありましたように地元の市町村で設置している施設もございます。それらについてどのようにその組み合わせてやっていくのかということは、多分それぞれの事情によってあると思いますので、具体的には私どものほうにご相談いただければ、どのような対応ができるかということについて検討させていただきたいと思います。今ここでこれができます、できませんという話はちょっと今ないのですけれども、よろしく願いいたします。

○中村政策地域部長 ほかにはございませんでしょうか。

4 連絡事項

- (1) 再生可能エネルギーの導入促進について
- (2) 第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会開催について

○中村政策地域部長 それでは、連絡事項のほうに移らせていただきます。2件予定をさせていただきます。

まず、環境生活部のほうから再生可能エネルギーの導入促進につきましてお願いをいたします。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 環境生活企画室の温暖化・エネルギー対策課長の高橋でございます。日ごろから再生可能エネルギー等の推進に当たりましてはご協力いただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

これまでも再生可能エネルギーの導入につきましては、地球温暖化対策なり分散電源の一つというふうな形で取り組みを進めさせていただきました。市町村さんとは連携を図りながらメガソーラーなどの候補地紹介事業を通じて導入を推進してきているところでございます。今年度におきましては、そういうメガソーラー等々の事業の誘致というふうなところに加えまして、地域に根差した取り組みを進めていきたいということで考えております。

ペーパーの再生可能エネルギー導入促進についての1ページの裏のほうをちょっと見ていただきたいのですが、取り組みのイメージというふうなことでポンチ絵でございます。いわば真ん中のほうにございますけれども、県民なり事業者などとのいろいろな各視点の取り組みを促進していきたい。こういうふうな取り組みの中から事業を掘り起こしていきたいというふうなことを考えております。そのために各地域、地域の中での普及計画等を行うセミナー等を開催しながら普及啓発をしていきたい。また、いろいろな地域の導入、再生可能エネルギーのポテンシャルとかいろいろな規制なども反映したような形で導入マップを作成して掘り起こしのほうにつなげていきたい。こういうふうな情報あるいはいろいろなその支援制度も加えたような形でのトータルサイトを整備して、いろいろな形で情報発信をしていきたいというふうな形を考えております。こういうスキームの中で地域に根差した取り組みを・・していきたいと考えているところでございます。

ちょっとページ、前のほうに戻っていただきまして、このようなイメージの中で取り組みを進めていく中で、取り組み内容の1番でございますけれども、セミナーというふうな形で、機運醸成と動機づけというふうな形を主眼にした形でセミナーを地域のほうで開催をしていきたいというふうに考えております。再生可能エネルギー全般についての大き目のセミナーを1回開催いたしますとともに、岩手県ですと再生可能エネルギーのポテンシャル、全国的にも高いのは地熱でございます。地熱開発についての理解を深めるようなセミナーをそれぞれの地域で開催をしていきたいというふうに考えておりますし、いろいろな再生可能エネルギーの中では身近な形となっています太陽光発電、これらをメインテーマとした形でのセミナー開催、あといろいろなトラブルのもとにもなりますけれども、太陽光発電の設置技術の向上を図るためのセミナー等も開催をしていきたいというふうに考えておりました。

また、2番の導入マップでございますけれども、地域ごとにポテンシャルとか送配電線、あと土地利用規制等々の情報も反映させた導入マップを作成して、適地の候補地を探すツールとして活用していただきたいなというふうな形で考えております。このような導入マップについて

は、地域委員会というのを組織しながら、この中に市町村さんのほうも参加をお願いしたいと思っておりますけれども、この中で具体的な導入マップに反映させる情報を決めていきたいというふうに考えております。

ページめくっていただいて、これらを網羅したような形でポータルサイトを構築いたしまして、この中から、このポータルサイトから入っていくと再生可能エネルギーの概要とか、支援制度とか適地情報、いろいろな情報が見れるような形で整備をしていきたいというふうに思っております。いずれこれらの事業については、先週公募をかけておりましたので、7、8月くらいに事業者さんを決定させていただいて、9月から具体的な形で事業を進めさせていきたいと思っておりますので、これらの取り組みについては市町村さんと連携を図りながら進めていく必要があると考えておりましたので、ひとつご協力等をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○中村政策地域部長 では、続きまして、国体局からお願いします。

○小友総務課総括課長 国体・障がい者スポーツ大会局総務課総括課長の小友でございます。希望郷いわて国体、希望郷いわて大会の開催に関しましては、各市町村の皆様には大変お世話になっております。ありがとうございます。

本日、資料とともにこの缶バッジを、各副市町村長さんのところには2個ずつお配りをしてございますが、1個は市町村長さんのほうにお持ち帰りをいただければということで2個ずつ配らせていただいたものでございます。

調査等で市町村の皆様には大変ご協力をいただいておりますが、その関係を先にちょっとご紹介をさせていただきたいと思っております。現在競技運営費調査に係るヒアリングを行ってございまして、宿泊関係では競技別、宿泊日別に会場地市町村内の各宿泊施設に宿泊者を割り振ってみる、第1次仮配宿の作業を行ってございまして、ご協力をいただいているところでございます。また、輸送・交通の基礎調査をJTB東北に委託したところでございますが、各会場地市町村さんには競技会場地輸送に関する情報提供であるとか、アンケートの回答をご依頼したいと考えてございましたので、よろしく願いいたします。また、競技施設整備関係ではメインとなる改修はリハール大会に間に合わせるように進めていきたいと思っておりますので、綿密に協議を進めていきたいと考えております。競技施設の点検と26年度以降の整備計画の作成、26年度施設整備費補助金に係る事業計画書の作成につきましてよろしく願いいたします。

さて、資料に沿って説明をさせていただきます。来週24日に開催されます日本体育協会理事会におきまして、国体の本県開催と国体会期が正式に決定される予定でございます。これに伴いまして、8月1日午後1時30分から盛岡グランドホテルにおきまして、現在県準備委員会となっておりますが、この総会を開催いたしまして、全国障害者スポーツ大会も一緒に進めていくということで、準備委員会から実行委員会への移行を予定してございます。

また、国体・全国障害者スポーツ大会の本県開催決定を記念いたしまして、次のページになりますが、10月19日には北上市総合運動公園におきまして開催決定イベントを開きます。このイベントに関しまして、今年2月と5月に各市町村さんに市町村ブースの出展希望調査を行わせていただいているところでございますが、現在22市町村さんから出展希望をいただいております。現在出展内容の詳細を確認させていただいているところでございます。なお、できるだけ多くの市町村さんに何らかの出展をいただきたいと考えておりますので、希望なしとされて

いる市町村さんにあっても再度検討され、出展を希望される場合は早目に国体局のほうにご連絡をいただければと思います。

最後に、国体での総合開会式等の式典につきましては、今年度「式典基本計画」を策定することにしてございまして、現在その計画の方向性であるとか炬火イベント等の検討を行っているところでございます。各市町村さん等からのご意見を伺いながら計画の策定を進めていきたいと思っておりますので、何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○中村政策地域部長 ありがとうございました。

以上で予定をしておりました意見交換と連絡事項につきましては、若干予定をオーバーいただきましたが、終了とさせていただきますと思います。

それでは、以後の進行については事務局のほうにお返しをいたします。

○司会 それでは、ここで5分間ほど休憩をとらせていただきまして、4時45分から特別講演のほうを始めさせていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(休 憩)

5 特別講演

「社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体へ与える影響について」

〔講師〕 内閣官房社会保障改革担当室企画官 小野 俊 樹 氏

○司会 それでは、これから特別講演に入りたいと思います。

本日は、内閣官房社会保障改革担当室より小野俊樹企画官様にお越しいただきまして、「社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体へ与える影響について」と題しましてご講演いただきます。

それでは、小野様よろしくお願いいたします。

○小野俊樹氏 ただいまご紹介にあずかりました内閣官房の小野と申します。本日は、このような機会をいただきましてまことにありがとうございます。それでは、恐縮ですが、座ってご説明をさせていただきます。

皆様のお手元に社会保障・税番号制の導入が地方公共団体へ与える影響についてという資料がお配りになっていると思いますけれども、初めにこれの4ページをごらんください。スライドの番号ではなくて資料の一番下のページで4ページです。これの上のほうの図が番号制度の導入に向けたスケジュールになっております。ちょっと細かいのですが、まず左側のほうに赤い四角の中に番号関連四法という縦書きで大きく書いてありますけれども、この間の5月、先々月に番号制度を実施していくための法律が国会で成立をしまして公告されたところでございます。これによりまして、我が国で社会保障・税番号制度を導入していくということが正式に決定したところであります。

今後の実施の段取りなのですが、この図で言うと右上のほうに細長い矢印が4つございます。一番上が赤い色で、その下が黄緑になっているところなのですが、初めに一番上のこの赤い矢印ですが、付番・通知と書いてありますけれども、これは住民の方一人一人に番号を振って通知をしていくという作業をあらわしております。これを平成27年の10月、今

から2年と3カ月ぐらい後に開始をするという予定にしております。その次に黄緑色の矢印ですけれども、平成28年の1月ですけれども、28年1月から個人番号の利用を開始したいとしております。さらに、その下の青い矢印になりますけれども、これは情報連携といいまして、個人番号を使って異なる機関同士で情報のやりとりをするということを、まずは29年の1月から国の機関で先行的に実施をさせていただきまして、その後平成29年の7月から全面的な実施、地方公共団体も含めて情報連携を始めるということになっております。これが今からちょうど4年後ということになります。このような形で大体おおむね4段階でこの制度を実施していくことになっておりまして、そのために地方公共団体におかれましてはさまざまな準備をしていただく必要がございます。条例の改正もいろいろございますし、それからこの図の下に大きく書いてありますけれども、やはりシステムの整備というものが必要になってまいります。29年の7月に情報連携を開始するということが鑑みますと、28年の3月、つまり27年度中にはシステムの整備を終えておくことが望ましいということになります。

このような準備を進めていくに当たりましては、それぞれの自治体におかれて準備の体制、庁内の体制を整えていただく必要があると思っております、1つ前のページになるのですが、資料のページで言うと3ページの下の方をご覧ください。これは自治体の組織のイメージ図でございますけれども、かなりたくさん部署がこの番号制度に関係をしてくることになっております。例えば水色の斜線がついている市民課とかシステム課といったところは番号制度を直接運用するところになりますし、それからこのオレンジ色がついているところが、これが住民向けということで社会保障の関係とかあるいは税の関係、防災の関係、こういったことを担当している課が住民向けに番号を使う課として関係をしてまいります。それから、もう一つ薄い黄緑色ですけれども、職員向けでも職員の給与の支払い調書とか源泉徴収でも番号を使うこととなりますので、そういう人事、労務の関係の部署も関係をしてまいります。これだけいろいろな課が関係をしてしますので、やはり横の連携をしっかりとりながら準備を進めていただく必要があると思っております、そのような庁内の体制を整えていただければというふうに思っております。既に幾つかの自治体ではもうこういう体制をつくっているというふうに伺っておりますけれども、場所によってはまだまだ中でどこがやるのかもめているというところもあると聞いておりますので、そこはトップダウンで体制を整えていただくようお願いをしたいと思います。

そして、そういうようなところで検討を始めていただきますと、いろいろご不明な点、疑問点たくさん出てくると思っておりますので、そうしたことはどんどん我々のほうにぶつけていただければというふうに思っております。法律は通って制度の骨格はできましたけれども、まだ実務面で詳細決まっていないことたくさんございます。私どものほうでもできるだけ速やかに検討を進めて、決まったことはどんどん情報を提供していきたいと思っておりますけれども、やはり検討がおくれる部分とか、我々が見落としているような部分というのもございますので、そういった点をご指摘をいただければというふうに思っております。

きょう私が一番申し上げたかったことは以上の点でして、まずは庁内で体制を整えて準備を始めさせていただくということと、制度の実施に当たって地方と国でよく連携をしていく必要があると思っておりますので、皆様方のほうからもお気づきの点があればどんどん声を上げていただきたいと思いますというふうに考えております。

あとは資料に沿って制度の概要をご説明いたします。1ページに戻っていただきまして、最

初にこの社会保障・税番号制度の概要ということで、一番上の黄色い四角が制度の目的でございますけれども、真ん中の行ですけれども、社会保障・税制度の効率性・透明性を高める、あるいは国民にとっての利便性を高めていくということが一番の目的になっております。この番号制度を使っていくに当たっては、どういうふうな使い方をすれば住民の方の利便性が高まるのかという、そういう観点で考えていただければと思っております。

そして、具体的に付番をされる番号は、下にありますとおり個人番号と法人番号という2つがございます。個人番号のほうは市町村長が付番をすることになっておりまして、法人番号のほうは国税庁の長官が付番をすることになっております。個人番号のほうが目立っているために法人番号がやや影が薄くなっているところはあるのですが、一方で個人番号は個人情報保護のためにいろいろの制約がかかっておりますが、法人番号のほうは民間での活用も含めて比較的自由に使えるようになっておりますので、こちらもいろいろな範囲で活用されることが期待されているところでございます。

次に、その下には個人番号カードというのがございますけれども、これについては個人番号カードというのは顔写真の入った、あるいはICチップの入ったカードをつくることを考えておりますが、ここにもありますようにこれは申請によって交付をするということを考えております。つまり番号自体は全ての住民の方に通知をするのですが、この番号カードのほうはあくまで申請に基づいてということですので、制度上は初めから全ての方に交付するというにはなっておりません。番号の通知とこの番号カードの交付というのは別になっているところではご留意いただけたらと思います。

それから、その右側で個人情報保護の仕組みということで、まずこの個人番号につきましては法律で使い道を特定しておりまして、それ以外に使うことは禁止をされております。違反をした場合には罰則がかかるということになっております。それから、この個人番号の入った情報を役所で使った場合に、どのように使ったかということをご本人が確認できる仕組みを入れようと考えております。

さらに、3点目ですけれども、国に特定個人情報保護委員会という第三者機関を設置をしまして、そこが事前に評価をしたり事後の監視をするという仕組みを考えております。こうした仕組みによって個人情報の保護を図っていくことにしております。

それから、その下の表がその個人番号を使える分野ということで、これは法律で具体的に特定をされているのですが、大きく分けると社会保障と税と、それから災害対策、この3つになっております。さらに、この社会保障のところをごらんいただきますと、具体的には年金の資格取得の確認であったり、あるいは給付、あるいは医療保険の保険料の徴収とか、福祉分野の給付といった、主に負担と給付に関する部分というのが想定をされております。逆に言いますと、いわゆる健康とか医療の情報、検診の結果とか、あるいはカルテとか、そういうものに使うことは現時点では想定をされておられません。そういう個人の健康の情報もこの番号で管理してはどうかというご意見がございまして、特に機密性の高い、機密保全の必要性の高い情報ですので、そこはまた今後の検討課題というふうになっております。

それから、この表の下にございますように、社会保障、地方税、防災、その他これらに類する事務であれば、地方公共団体の条例によって定めることによって番号を使うことができることになっております。例えば法律に根拠のない事務であっても、よく自治体で乳幼児の医療費助成などを独自に実施されていると思っておりますけれども、そうしたものもこの条例で定めること

によって番号を使うことができるようになります。

次に、その下の図ですけれども、ちょっとこれはごちゃごちゃしてわかりにくくて恐縮ですけれども、この図の見方としては、水色の薄い矢印がございますけれども、左上にその誕生とあって、下に下がっていくと高校生、そこから右に行くと大学生、就職といて、結婚、子育て、退職というふうに矢印が続いておりますけれども、これがその人生の各段階を示しております、それぞれの段階でこの番号を使えるようになるということの意味しているものです。最初に生まれたときに番号通知を受けて、申請をすれば個人番号のカードがもらえると。例えば高校生、大学生になったときに奨学金などの申請でも番号が使えますし、就職をしたときにも会社に番号通知すればそれが源泉徴収などに使われる。さらに、結婚、子育てでも扶養家族の申請ですとか、児童手当の現況届などでも番号を使うことによって手続を簡略化できるとか、退職後も年金とか医療保険で使うことができるということの意味している図でございます。

次のページに行きまして2ページですけれども、社会保障・税番号制度の仕組みとして大きく3つの柱がございます。①番が付番、②番が情報連携、③番が本人確認となっておりますけれども、①番の付番というのは、これは個人あるいは法人に対して全ての方に、なおかつ重複のないように漏れなく番号を振ると、そしてその番号は実際に目で見えるような形で振られるということですね。個人の番号については、基本4情報とも関連づけられているということになっております。それから、左下の情報連携ですけれども、これは番号を使うことによって異なる機関の間で情報のやりとりができるようになるということです。その使い道は法律で全て特定をされている。さらに、情報のやりとりをする際には情報提供ネットワークシステムというものをお使いいただくことになっておりまして、ここに全て記録が残ることになります。でするので、後でチェックができるという仕組みになります。最後に、右側の本人確認ですけれども、番号をお使いいただく際には、その番号を持っている人が本人だということをきちんと確認していただくことが必要になります。個人番号カードをお持ちであればそこに今顔写真が入っておりますので、それで本人確認をしていただくことになっております。これはアメリカあたりですと、その社会保障番号というのがあるのですけれども、本人確認を十分しないまま番号だけでいろんな手続ができるというふにってしまったために、他人の番号を勝手に使うというような問題が発生したというふうに聞いておりますけれども、日本の場合にはそこはちゃんと本人確認をしていただくという仕組みにしております。

それから、この②番の情報連携のところをもう少し詳しくしたのが下の図でして、この図の意味するところは、右側のこの横長の四角が情報を持っている機関で、それが真ん中辺のこのオレンジ色の情報提供ネットワークシステムというのをを使って情報のやりとりをしていただくという、そのイメージをあらわしたものでございます。ここでまず重要なことは、よく世間にある誤解として、番号制度ができると情報がどこかで一元的に管理されるようになるというふうに思われている方がいらっしゃるのですけれども、実際はそのようにはなりません、情報自体はあくまで今までその情報を管理していたところ、税の関係であれば税務担当機関、年金であれば年金の担当庁、それぞればらばらに管理をする。そこは今までと変わりません。あくまで必要なときだけ情報のやりとりをするということとして、どこかに情報が1カ所に集められてしまうというふうにはなっておりません。

それから、上に書いてある個人番号カードについても、何かこの番号の中に全ての情報が盛り込まれてしまうのではないかと、カードをどこかで落としてきたら全部情報が漏れてしまう

のではないかというようなご懸念があるのですけれども、これもそういうふうにはなっておりませんで、番号のカードに入っているのは生年月日とか住所とかは入りますけれども、所得とかそんな情報まで入れるということにはなっておりません。このあたりはちょっとこの制度に関する根本的な誤解としていまだに言われることがあるので、そこはご注意くださいと思っております。

次に、3ページの上の図ですけれども、番号制度の導入に向けて地方公共団体が準備をしていただくべきことたくさんございます。まずは最初に、先ほど申し上げたように庁内での体制整備というのが必要になってまいります。そこで、具体的にどういうふうに事務を処理していくのかといったことをご検討いただく必要がございます。27年の10月になれば番号の付番、そしてカードの交付といった事務が発生をします。また、いろいろ条例の改正も必要になります。あとこれ上から5番目に特定個人情報保護評価というのがございますけれども、これは個人番号の入った情報を保有される場合に、事前に個人情報保護がきちんとできているかどうかの評価を、自己評価ですけれども、実施をしていただくことになっております。それ以外にもやはりシステムの関係とか、職員の給与関係の事務あるいは職員への研修などなど、いろいろ準備をお願いしなければいけないことがございます。

その後2枚は既にご説明をしましたので、次の4ページ目の下の図ですけれども、恐らく皆様方も一番気になさっているところとしてシステムの改修というのがございます。改修なり整理でございますけれども、それに幾らかかるのかというところで、当初いろんな金額が出て5,000億だ、6,000億だなんていう話もございましたけれども、今の試算では大体2,000億から3,000億ぐらいが全国的にかかるのではないかという試算をしておるところでございます。

最後、5ページになりますけれども、最初にお話をしましたようにこの制度を実施していくに当たりましては、地方と国がよく意思疎通を図って連携をしていくことが重要だと思っております。そのための一つの間として、国と地方の協議の間でも事務レベルでこの番号制度について検討する場を設けております。もちろんこれ以外にも自治体の方に参加していただいている研究会とかそういうものを内閣官房なり総務省なりで実施をしております。ほかにもこういう公式の間以外にも非公式にも、こういう説明会もあちこち開催しておりますし、そういうところで指摘あったのを通じて直接いろいろお問い合わせを受けるといったこともしておりますので、繰り返しになりますけれども、皆様方がいろいろご検討を進める際にご不明の点があればどんどんお問い合わせをいただければと考えております。

この番号制度は、どうしても個人情報保護への配慮ということもあって、かなり最初は使い道が限定的になっている部分がございます。ただ、将来的には使い道を広げるということも検討していくことになっておりますし、現在の仕組みでも自治体が条例で法律よりも使い道を広げることができるようになっておりますので、この制度が住民の方にとって役に立つようなものになるように、それぞれがこれから検討進めていきたいと思っておりますので、どうかご協力をお願いしたいと思います。

以上で簡単ですけれども、私のご説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 小野様、ありがとうございました。

それでは、ただいまご講演いただいた内容につきまして、どなたかご質問等ございましたらよろしく願いいたします。どうぞ。

○及川遠野市副市長 ありがとうございました。4ページの制度導入に伴う費用の中で、実際

にその市町村の負担という部分は、いわばこの2,000～3,000億円という先ほどの話の中に取りましたが、そういうところで見てもらえるということになるのでしょうか。

○小野俊樹氏 この市町村のシステム改修に要する費用の部分はどうするかというのは、正直申し上げれば今国の中で協議をしている最中でして、来年度予算の編成の中で決まってくることでございますけれども、私どもとすればできるだけ国のほうである程度見られるように努力をしてまいりたいと思っております。ただ、まだちょっと今の時点では決まっておられません。

○司会 よろしいでしょうか。それでは、小野企画官、どうもご多忙のところご講演いただきましてありがとうございました。

5 閉会

○司会 以上をもちまして、平成25年度県市町村連携推進会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。